

鯖江市コミュニティバス広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 鯖江市コミュニティバスおよびコミュニティバスに関連する広告媒体（以下「広告媒体」という。）へ掲載する広告の取扱いについては、鯖江市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領によるものとする。

(広告の種類)

第2条 広告媒体の広告の種類は、次のとおりとする。

- (1) 携帯時刻表
- (2) バス車内額面
- (3) バス接近情報通知用大型モニター
- (4) バス停標識柱

(広告の規格、掲載期間および掲載料)

第3条 前条各号に規定する広告の規格、枠数、掲載期間および掲載料は、別表のとおりとする。

- 2 前項の掲載料は、消費税および地方消費税の額を含むものとする。
- 3 公共団体等が情報提供のために掲載するものについては、掲載料徴収の対象外とする。

(広告の募集)

第4条 広告の募集は、前条第1項に規定する掲載期間ごとに行う。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

(掲載の申込み)

第5条 広告の掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、鯖江市コミュニティバス広告掲載申込書（様式第1号）（以下「申込書」とする。）に掲載しようとする広告の版下（完全な原稿をいう。）を添えて、別表で指定する日までに市長に申し込まなければならない。

- 2 申込者は、第2条第2号、同第3号および同第4号に規定する広告媒体への広告掲載を複数月申込みすることができる。ただし、広告の掲載を開始した日の属する年度の末日を越えないものとする。
- 3 申込者は、広告の掲載を複数枠申込み場合には、事前に市長に協議しなければならない。
- 4 広告の掲載配置については、各広告媒体の配置や構成に配慮したうえで、市が広告掲載の申込みの受付順により決定する。
- 5 第3条第3項に該当する申込者であっても、第1項に規定する申込書を提出するものとする。

(広告掲載の決定)

第6条 市長は、前条第1項の申込書の提出があったときは、速やかに当該広告の掲載の可否を決定し、申込者に鯖江市コミュニティバス広告掲載可否決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(広告掲載の優先順位)

第7条 広告掲載の優先順位は、次に掲げる順位により決定する。この場合において、同順位に複数の申込者がいる場合には、申込みの受付順により決定する。

- (1) 市内に事業所等を有する者（次号に規定するものを除く。）の広告
 - (2) 国、地方公共団体、公益法人およびこれらに類する者の広告
 - (3) 前各号に掲げる広告以外の広告
- 2 第2条第1号、同第3号および同第4号に規定する広告の申込者が、第3条第1項に規定する掲載期間を経過した後も引き続き広告を掲載することになったときは、前項の規定にかかわらず、当該申

込者は広告掲載の優先順位を第一の順位により決定されたものとみなす。

(著作権等)

第8条 広告の原稿にイラスト、写真またはロゴなどを使用する場合には、広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）が著作権や肖像権の確認を行うとともに、著作権料等が発生するときは、これを負担しなければならない。

(広告内容の変更)

第9条 市長は、要綱第8条第2項の広告掲載の決定後、広告物の内容、デザインに不備があると認められるときは、広告主に対し広告物の内容等の変更を求めることができる。

2 広告主は、広告物の内容等を変更しようとするときは、事前に市長と協議し、鯖江市コミュニティバス広告掲載内容等変更申出書（様式第3号）を提出しなければならない。

(広告掲載の取消し)

第10条 市長は、要綱第12条に規定するほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告の承認を取り消すことができる。

- (1) 広告掲載に必要となる広告物の原稿が市長の指定する期日までに提出されないとき。
- (2) 前条の規定による広告物の内容等の変更の求めに広告主が応じないとき。
- (3) その他市長が広告掲載に特に支障があると認めるとき。

(広告掲載の取下げ)

第11条 広告主は、広告掲載の取下げを行う場合は、鯖江市コミュニティバス広告掲載取下申出書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。この場合において、広告媒体が、第2条第1号に該当するときは、当該広告媒体の発行の3週間前までに提出しなければならない。

(広告掲載料の還付)

第12条 広告の掲載料は返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 広告掲載の決定後から広告の掲載開始前までの期間に、広告主の責めに帰さない事由により広告の掲載ができなくなった場合は、既に納付された広告掲載料の全額を返還する。
 - (2) 広告掲載期間中に、広告主の責めに帰さない事由により広告の掲載ができなくなった場合は、日数に応じて広告掲載料を返還する。
- 2 前項各号の規定による広告掲載料の返還において、1年または1月に満たない日数分は月割りまたは日割りとし、算定した広告掲載料の額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。
- 3 返還する広告掲載料には、利子を付さない。
- 4 広告媒体の故障や点検等により一定期間広告を掲出できない場合には、広告掲載料の返還は行わないものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成20年1月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成29年3月10日から施行する。

(鯖江市コミュニティバス停留所の標識柱利用広告掲示取扱要領の廃止)

2 鯖江市コミュニティバス停留所の標識柱利用広告掲示取扱要領(以下「標柱広告要領」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この要領の施行の際現にこの要領による改正前の鯖江市コミュニティバス家庭配布用携帯時刻表広告掲示取扱要領第5条およびこの要領による廃止前の標柱広告要領第4条の規定により提出されている申込書については、この要領による改正後の鯖江市コミュニティバス広告掲載取扱要領第5条の規定により提出された申込書とみなす。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和2年11月11日から施行する。

(広告種類：バス接近情報通知用大型モニターの掲載料の変更)

附 則

(施行期日)

この要領は、令和4年11月1日から施行する。

(要領の一部修正、別表の一部追記および修正、様式第1号と第2号を統合し様式第1号、様式第3号様式を第2号様式、第4号様式を第3号様式、第5号様式を第4号様式に変更、押印の廃止およびFAX番号記入欄の削除、様式内の年号の削除)

別表

広告種類	規格(注1)	掲載・掲示期間(注2)	枠数	掲載料	申込期限	備考
携帯時刻表	縦 40 ミリメートル 横 65 ミリメートル (1 枠) (1 頁は 8 枠とする。)	時刻表発行日から翌年 3 月 31 日 までの 1 年間	—	(年) 25,000 円/枠	時刻表発行の 2 箇月前	
バス車内額面 (全運行バスへの掲載)	A3 (横サイズ) 以内	掲載しようとする月の最初の日か ら月末までの 1 箇月間(注3)	6	(月) 5,000 円/枠 (注5)	掲載開始日の 15 日前	全運行バスに掲載する原稿を用意する こと。 バス車両の点検や故障等による代車運 行を行う場合においては広告掲載の実 施および該当期間の広告料の返還は行 わない。
バス接近情報通知用 大型モニター (JR 鯖江駅前、 公立丹南病院)	静止画 (1 枚 15 秒/1 台) / 1 枠 バス情報通知待機中に スライド形式で再生する。	掲載しようとする月の最初の日か ら月末までの 1 箇月間(注3)	10 (1 台)	(月) 2,000 円/枠 (注5)	掲載開始日の 15 日前	JR 鯖江駅の大型モニターの設置場所は 鯖江駅バス停(1 番のりば)のバス停上 屋内、公立丹南病院の大型モニターの 設置場所は正面入り口を入った待合室 である。
バス停標識柱	看板 (1 標識柱につき、1 枠) 縦 250 ミリメートル 横 400 ミリメートル 看板は標識柱上部に設置し、容易 に外れないようしっかり金具で 固定すること。 広告内に「乗ろう・守ろう・みん なのつつじバス」の文字入れをす ること。	4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで の 1 年間(注4)	—	(年) 10,000 円/枠	掲示開始日の 15 日前	事前に希望する標識柱に広告を掲示で きるか、総合交通課に協議すること。 広告看板の作成および管理については 広告掲載者にて実施すること。

(注1) 色彩はフルカラーとする。

(注2) 掲載・掲示できる期間は、4 月 1 日から当該年度末までとする。

(注3) 月の途中からの掲載を希望する場合は、事前に総合交通課に協議すること。

(注4) 年度の途中から掲載を希望する場合は、掲載料は(月)900 円/枠とする。

(注5) 月の途中から掲載を開始する場合は、掲載料を、広告掲載を開始する月の日数で除した額 (1 円未満は切捨) に、掲載を開始する日から月末までの日数を乗じた額を掲載料として徴収する。

様式第 1 号

鯖江市コミュニティバス広告掲載申込書

年 月 日

鯖江市長 様

申 込 者 住 所

代 表 者

電話番号 () -

鯖江市コミュニティバス広告掲載について、鯖江市コミュニティバス広告掲載取扱要領の規定に基づき、次のとおり申し込みます。

また、申し込みにあたり、私（当社）の市税納付状況について調査することに同意します。

広告の種類	<input type="checkbox"/> 携帯時刻表 40 mm×65 mm (枠)	25,000 円 /年
	<input type="checkbox"/> バス車内額面 A3 横サイズ (全バス掲載)	5,000 円 /月
	<input type="checkbox"/> バス接近情報通知用大型モニター(駅) <input type="checkbox"/> バス接近情報通知用大型モニター(丹南)	2,000 円 /月
	<input type="checkbox"/> バス停標識柱 (バス停 側)	10,000 円 /年 900 円 /月
広告の内容(※)	広告原稿等は別添のとおり	
掲載期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
連絡先	担当部署・氏名	
	電話番号	
	電子メールアドレス	

(※)着色した広告のデザイン画・版下を添付してください。

年 月 日

様

鯖江市長

鯖江市コミュニティバス広告掲載可否決定通知書

年 月 日付けで申し込みのあった鯖江市コミュニティバス広告掲載について、鯖江市コミュニティバス広告掲載取扱要領の規定に基づき、次のとおり決定しましたので通知します。

決定区分	<input type="checkbox"/> 掲載します		<input type="checkbox"/> 掲載しません	
	〈理由〉			
掲載期間	年 月 日 ~		年 月 日	
掲載（掲示）料	<input type="checkbox"/> 携帯時刻表 (25,000 円/年)		<input type="checkbox"/> バス車内額面 (5,000 円/月)	
	<input type="checkbox"/> バス接近情報通知用大型モニター (2,000 円/月)		<input type="checkbox"/> バス停標識柱 (10,000 円/年、900 円/月)	
		円	枠	年間 箇月間
	計			円
備考				

様式第3号

鯖江市コミュニティバス広告掲載内容等変更申出書

年 月 日

鯖江市長 様

申出者 住 所

代 表 者

電話番号 () -

鯖江市コミュニティバス広告掲載について、鯖江市コミュニティバス広告掲載取扱要領の規定に基づき、次のとおり申し出ます。

広告の種類	<input type="checkbox"/> 携帯時刻表	
	<input type="checkbox"/> バス車内額面	
	<input type="checkbox"/> バス接近情報通知用大型モニター	
	<input type="checkbox"/> バス停標識柱	
広告の内容等 の変更箇所 (※)		
連絡先	担当部署・氏名	
	電話番号	
	電子メールアドレス	

(※)変更した広告のデザイン画・版下を添付してください。

様式第4号

鯖江市コミュニティバス広告掲載取下申出書

年 月 日

鯖江市長 様

申出者 住 所

代 表 者

電話番号 () -

鯖江市コミュニティバス広告掲載について、鯖江市コミュニティバス広告掲載取扱要領の規定に基づき、次のとおり申し出ます。

取下年月日	年 月 日	
広告の種類	<input type="checkbox"/> 携帯時刻表	
	<input type="checkbox"/> バス車内額面	
	<input type="checkbox"/> バス接近情報通知用大型モニター	
	<input type="checkbox"/> バス停標識柱	
取下理由		
連絡先	担当部署・氏名	
	電話番号	
	電子メールアドレス	